

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案のポイント

1. 改正の概要

- (1) 労働移動支援助成金制度の改正
 - ①求職活動等支援給付金の改正
 - ②再就職支援給付金の改正
 - ③離職者住居支援給付金の改正

- (2) 定年引上げ等奨励金制度の改正
 - ①中小企業定年引上げ等奨励金の改正
 - ②高年齢者雇用確保充実奨励金の創設

- (3) 自立就業支援助成金制度の改正
 - ①高年齢者等共同就業機会創出助成金の改正
 - ②受給資格者創業支援助成金の改正

- (4) 試行雇用奨励金制度（技能継承分）の改正

- (5) 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正
 - ①両立支援レベルアップ助成金（子育て期の短時間勤務支援コース）の改正
 - ②事業所内保育施設設置・運営等助成金の改正
 - ③中小企業子育て支援助成金の改正
 - ④育児休業取得促進等助成金の改正

- (6) 人材確保等支援助成金制度の改正
 - ①中小企業人材能力発揮奨励金の改正
 - ②中小企業基盤人材確保助成金の改正
 - ③中小企業雇用安定化奨励金の改正
 - ④建設雇用改善助成金の改正

(7) 障害者雇用促進助成金制度の改正

①精神障害者雇用安定奨励金の創設

②障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の創設

③改正障害者雇用促進法の施行に伴う障害者初回雇用奨励金・特例子会社等設立促進助成金の改正

(8) 雇用調整助成金制度（残業削減雇用維持奨励金）の改正

(9) 通年雇用奨励金制度の改正

(10) 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の改正

2. 施行期日

平成22年4月1日（ただし、(7) ③は平成22年7月1日）